

業務連絡

2020年 4月 2日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.17

2020年3月28日、支社会議室において「申」第22号について、会社側幹事より回答がありました。

JR東海労幹関西地「申」第22号
2020年2月28日

「喫煙所」に関する申し入れ

現在、鳥飼新幹線基地の総合庁舎での庁舎内喫煙場所が撤去され、庁舎を出た所に新たに喫煙場所が設置されている。この場所は屋外で建物の日差しのような屋根や新たに柵が設置されたが、風雨にさらされるところである。タバコは嗜好品であるとはいえ、あまりにも悪辣な環境である。

またこの場所は人通りもあり、タバコの煙や匂いも気になる。強いては受動喫煙のリスクも高まる。

喫煙者も非喫煙者も共に良好な環境作りのために、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

以下、組合の申し入れに対する会社回答。

1. 現在の喫煙所に小屋等を作り、空気洗浄機を設置しタバコの煙や匂いが外気に排出しないように対策されたい。

【会社回答】

2020年4月1日に「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、喫煙所は原則一事務所につき1箇所「但し隣接事務所は共用」とし、屋外に設置すること、また既存喫煙室は、法令等の基準を満たし、且つ利用実態等を考慮し受動喫煙の恐れがないものに限り残置することとし、各職場の喫煙環境を定めた。

鳥飼基地の総合事務所棟においても、上記の考え方にに基づき、総合事務所棟の前に屋外喫煙所を設けたのである。現状で対処されたい。

以下、会社との若干のやりとり

組合：喫煙所は総合庁舎の前にあり、人通りが多くタバコの臭いがするが受動喫煙防止の観点から問題は無いのか。

会社：法律等に則り喫煙所を整備しているので問題があるとは考えていない。

組合：タバコを吸わない社員からすれば、タバコの臭いがするので違和感がある。喫煙場所は何メートル以上離れた場所とか決まりがあるのでは。

会社：屋外についてはない。現時点で場所を移すことは考えていない。また部屋をつくることなどは考えてない。

以上